

# 吉川市学校給食センター整備運営事業

## 第1回

### 入札説明書等への質問の回答

平成25年11月8日

吉川市

入札説明書に係る質問一覧

No	頁	第1	1	(1)	1)	ア	(7)	①	a	項目等	質問内容	回答
1	3	1	2							事業スケジュール	新学校給食センターの施設引渡日は建設期間終了後の平成28年2月1日であるとの理解でよいでしょうか。	平成28年1月29日を予定しています。
2	5	2	6		3)					大規模修繕	壁面の部分的な補修や、屋上防水の部分更新、設備機器の部分更新は大規模修繕には含まれないとの解釈で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	5	2	6		3)					大規模修繕	内装の修繕(壁紙、床シートの張替え、塗装床の塗りなおし、鉄部再塗装等)は、大規模修繕には含まれないとの解釈で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	6	2	6		5)					その他	「事業者の提案に基づく付帯事業」は提案しなくてもよいとの理解でよいでしょうか。	任意提案としています。
5	6	2	6		5)			①		その他	独立採算事業に伴う施設賃料・使用料は、正式には落札後の協議により決定されることですが、おおよそいくら程度の金額を想定されているかご教授ください。	事業者の提案によるものとしますが、様式M-1及びM-3に具体的に記載してください。
6	6	2	6		5)			①		その他	「独立採算事業とし、施設賃料・使用料等を本市に支払うこと。」とありますが、「施設賃料」・「使用料等」の金額をご教授下さい。	NO.5を御参照ください。
7	6	2	6		5)			①		その他	「独立採算事業とし、施設賃料・使用料等を本市に支払うこと。」とありますが、「施設賃料」と「使用料等」の違いについてご教授ください。	「施設賃料」は新学校給食センターにおける付帯事業の実施による家賃に該当し、「使用料」は付帯事業の実施により新学校給食センターの設備等を利用する際の利用料金に該当します。
8	6	2	6		5)			①		その他	「独立採算事業とし、施設賃料・使用料等を本市に支払うこと。」とありますが、事業用地のうち、「公共施設」外において独立採算事業を実施する場合は「施設賃料」・「使用料等」のいずれが必要となりますでしょうか。	賃料(地代)が必要となります。
9	7	2	10							事業者の収入	「(ただし、既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の～サービスの対価については、当該業務終了後に定期的に支払う)」とありますが、入札説明書P17の4④および事業契約書(案)別紙4の表3に記載の通り、平成28年11月には当該工事に対する一時支払金があるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	既存学校給食センター解体・撤去業務のサービス対価については、一時支払金がなく、平成28年10月から年4回の割賦方式にて支払います。入札説明書を修正します。
10	7	3	1					②		入札参加者の構成等	「代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業という。」とありますが、当該業務を実現するための経理会社、保険会社、弁護士、銀行等のSPCから直接受託する企業も、協力企業に該当するのでしょうか。ご教授下さい。	基本的には協力企業には該当しませんが、入札参加グループの一員として提案する場合はこの限りではありません。

入札説明書に係る質問一覧

No	頁	第1	1	(1)	1)	ア	(7)	①	a	項目等	質問内容	回答
11	7	3	1					④		入札参加者の構成等	「代表企業及び構成企業以外の者がSPCに出資者になることは可能であるが」とございますが、代表企業及び構成企業以外の者がSPCに出資した場合は、参加表明書にその者を協力企業として明記し、入札手続きを行うという認識でよろしいでしょうか。	SPCから、いかなる業務(アドバイザー業務やマネジメント業務を含む)を受託することなく、SPCの配当のみを収入とする場合は、協力企業には該当しませんが、入札参加グループの一員として提案する場合はこの限りではありません。なお、出資のみを行う企業には、基本協定書第7条に則り、誓約書を提出していただきます。
12	7	3	1					②		入札参加者の構成等	協力企業は、SPCから直接業務を受注する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、基本的には、SPCから直接受注することを想定しています。
13	7	3	1							入札参加者の構成等	複数の金融機関(銀行及びリース会社等)から資金調達を行う場合、資金調達先はいずれも構成企業・協力企業でなくてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	7	3	2							業務実施企業の参加資格要件	建設・工事監理業務の内、厨房機器の調達及び設置業務のみを行う企業が構成員として参加する場合、特に必要な参加資格要件は無いとの理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
15	8	3	2					②		業務実施企業の参加資格要件	建設業務のうち、厨房機器等の調達及び設置業務を実施する者は、吉川市入札参加資格者名簿への登録があればよく、実績等の資料は特にお示しなくてもよろしいでしょうか。	入札参加グループの一員として参加する場合は、入札参加資格者名簿への登録が必要ですが、そうでなければ不要です。
16	11	5	2	(3)						資料の閲覧	資料の閲覧に「造成計画図」が記載されていますが、新給食センター計画地の造成計画図が含まれていると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	11	5	2	(3)						資料の閲覧	開示されている閲覧資料では確認しきれない設備配管等があった場合、撤去、盛り替え等の処理費用は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	閲覧資料及び目視等により、通常想定される規模の設備配管・地中障害物(埋設物)等が存在した場合、事業者側の費用負担としますが、予見不可能な地中障害物(埋設物)等が発見された場合の対処費用については、協議のうえ、市側が負担するものとします。
18	16	7	1	(1)						その他	「吉川市洪水ハザードマップによると想定水深は1.0m～2.0m未満」とありますが、想定水深は既存水田の地盤レベルからということでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	16	7	4					①		資金計画・事業収支計画に関する条件	給食は年間189日提供すると想定し、年間1,417,500食を提供する計画でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書に係る質問一覧

No	頁	第1	1	(1)	1)	ア	(ア)	①	a	項目等	質問内容	回答
20	17	7	4					③		資金計画・事業収支計画に関する条件	ア、イ、エの計算式はそれぞれ税込でしょうか。	お見込みのとおりです。
21	17	7	4					④		資金計画・事業収支計画に関する条件	既存学校給食調理場解体・撤去工事と関小学校及び栄小学校の配膳室の増築工事の一時金はそれぞれの75%(十万円未満切り捨て)で計算することでよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	17	7	4							資金計画・事業収支計画に関する条件	一時支払金及び国庫補助金には、上限金額、最低金額のいずれも制限がないという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書p.17に記載のとおりです。
23	17	7	4							資金計画・事業収支計画に関する条件	既存学校給食センターの解体・撤去業務に係る一時支払金については記載がございませんが、一時支払金はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	18	7	8							土地の使用	「本施設等の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市が所有する事業用地を無償で使用することができる。」とありますが、独立採算事業を行う場合も事業用地を無償で使用することが出来ると理解してよろしいでしょうか。	NO.8を御参照ください。

事業契約書(案) 契約書、契約約款に係る質問一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	3	3		6	4			本事業の概要・事業範囲	「建設・工事監理業務の遂行に必要な範囲で、市が所有する事業用地を無償で使用することができる。」とありますが、独立採算事業を行う場合も事業用地を無償で使用することが出来ると理解してよろしいでしょうか。	付帯事業(独立採算事業)は対象外とします。
2		○	3	3		6	5			本事業の概要・事業範囲	「維持管理業務及び運営業務の遂行に必要な範囲で、市が所有する事業用地を無償で使用することができる」とありますが、独立採算事業を行う場合も事業用地を無償で使用することが出来ると理解してよろしいでしょうか。	付帯事業(独立採算事業)は対象外とします。
3		○	5	4		11				設計の第三者への委託	事業者が、構成企業に設計業務を委託する場合にも「事前の市の書面による承諾」が必要でしょうか。	お見込のとおりです。
4		○	6	4		15	5			設計の変更	5項にて前2項の場合の設計変更とありますが、前4項(1~4)との理解でよろしいでしょうか。	前4項とし、事業契約書(案)を修正いたします。
5		○	6	4		15	7			設計の変更	市が第1項に基づき設計変更を要求した場合に、市は事業者が行う設計業務そのものについて責任はないものと理解しますが、変更した設計仕様に包含される新たなリスク(可能性)については何らかの責任が生じることはないのでしょうか。	ご意見として承ります。
6		○	8	5	1	19				建設の第三者への発注	事業者が、構成企業に建設工事等を請負わせる場合にも「事前の市の書面による承諾」が必要でしょうか。	お見込のとおりです。
7		○	8	5	1	19				建設の第三者への発注(「第三者」の定義)	事業契約書 第19条では、「事業者は市の承諾を受けて、建設工事等について、 <b>第三者</b> に請け負わせることができる。同様に第42条でも維持管理、運営業務について、 <b>第三者</b> に委託することができる」とあります。一方、入札説明書16頁の「3.業務の委託」では、「事業者は代表企業、構成企業及び協力企業の各受託者に対し業務を委託あるいは請け負わせる」とあり、さらに市の承諾により「その受託者は <b>第三者</b> を使用できる」とあります。従ってこの両書における <b>第三者</b> とは、事業契約書では事業者より業務を受託する「代表企業、構成企業及び協力企業」を示し、一方の入札説明書では「代表企業、構成企業及び協力企業が使用する企業等」を示し、それぞれ異なるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8		○	10	5	1	24	2			近隣対応・対策	事業者の要請により、「市としての近隣住民への説明会」を要請した場合、実施してもらえますか？	内容等によって必要の有無を判断します。

事業契約書(案) 契約書、契約約款に係る質問一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
9		○	11	5	2	27				工期の変更等	市は、工期変更に伴い新学校給食センター並びに関小学校及び栄小学校の配膳室等の引渡し日、並びに既存学校給食センターの解体撤去工事完了日が予定日より遅延した場合は、当該工期の変更又は引渡し日の遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用を負担する旨の記載がありますが、この合理的負担には、金融機関に支払うブレードファンディングコストも含まれるとの解釈でよろしいでしょうか	合理的な範囲で含まれます。
10		○	13	5	5	34	1			設計及び建設工事等業務の契約保証金	本契約の締結と同時に保証を付すこととなっていますが、本条に定める保証は議会承認された日までに付ければよいという理解でよろしいでしょうか。	議会承認された日までにではなく、あくまでも本契約の締結と同時に、とご理解願います。
11		○	14	5	5	34	2			設計及び建設工事等業務の契約保証金	「前項の保証に係る契約保証金の額は～10分の1以上としなければならない。」とありますが、第34条第1項(1)～(5)のいずれも10分の1以上の理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
12		○	14	5	5	34	2			設計及び建設工事等業務の契約保証金	新学校給食センターの整備、既存学校給食調理場の解体・撤去工事、関小学校及び栄小学校配膳室等増築工事がそれぞれ終了することに契約保証金の金額は減少するとの理解でよいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
13		○	14	5	5	34	2			設計及び建設工事等業務の契約保証金	契約保証金の算定にあたって、『別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額」とありますが、確認申請等の手続きに要する諸費用、事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14		○	14	5	5	34	5			設計及び建設工事等業務の契約保証金	新学校給食センターの整備、既存学校給食調理場の解体・撤去工事、関小学校及び栄小学校配膳室等増築工事の契約保証金は、それぞれ引渡が完了した部分の契約保証金が還付されるとの理解でよいでしょうか。	No.12を御参照ください。
15		○	15	5	6	36	2			引き渡しの方法	「引渡に際して生じる一切の費用」の中に登記費用は含まれますか？	市側の負担とします。
16		○	15	5	6	38				所有権保存登記	「所有権保存登記手続は、市が行うものとする。」とありますが、所有権保存登記に係る一切の費用は貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	No.15を御参照ください。
17		○	15	5	6	38				所有権保存登記	「本施設の所有権保存登記手続は市が行う」となっていますが、登記費用も市負担でよろしいでしょうか？	No.15を御参照ください。

事業契約書(案) 契約書、契約約款に係る質問一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
18		○	16	5	5	40	1			瑕疵担保責任	関小学校及び栄小学校の配膳室の瑕疵について、既設部分に起因する不具合は瑕疵に該当しないとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19		○	17	6	1	42				維持管理業務及び運営業務の第三者への委託	事業者が、構成企業に維持管理業務及び運営業務を委託する場合にも「事前の市の書面による承諾」が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
20		○	18	6	1	46	1	(2)		維持管理及び運営業務開始の遅延	政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が年3.0%であるのに対し、本契約の利率は年5.0%と非常に高く設定されています。遅延損害金は政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率と同率としていただけないでしょうか。	吉川市建設工事請負契約約款に準じ、原案のとおりとします。
21		○	18	6	1	46				維持管理及び運営業務開始の遅延	市が支払遅延を発生させた場合の遅延利息の規定がありませんが、当該遅延により事業者に損害が発生した場合は損害賠償にて市が負担するとの理解でよいでしょうか。	吉川市建設工事請負契約約款に準じて支払います。
22		○	20	6	2	50	3			市によるモニタリング	「事業者による業務の実施状況の良否」とありますが、良否判定時の判断根拠ないし判断尺度を予め明示頂きたい。	事業契約書別紙2に記載のとおりです。
23		○	20	6	2	50	4			市によるモニタリング	「要求水準に適合していない」とは、1項目でも要求水準未達とするのでしょうか？また、配膳遅延や数量不足は要求水準未達との判定でしょうか？	前段／後段：お見込みのとおりです
24		○	21	6	4	54	2			食中毒事故等	事業者の市への通知義務に「食中毒などが発生するおそれがあると認められた時」とありますが、具体的にどのようなケースを想定しているのでしょうか？発生する可能性を客観的に特定できる指標等をご教示ください。	第54条に記載のとおりです。
25		○	22	6	4	54	7	(3)		食中毒事故等	条文「…サービス対価 別紙2に記載…」は、「…サービス対価については、別紙2に記載…」との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26		○	22	6	4	54	10			食中毒事故等	「当受託者が他の学校給食調理設備等において同様の事態を生じさせた場合」とは、委託者は具体的にどのような方法で知り得、確認した場合、当該条項を適用するのでしょうか？	当然報告があるものと認識しています。
27		○	23	6	4	55	1			維持管理及び運営業務に係る保険	市が所有する本施設の建物・設備に対して、市は共済等火災保険に類似する共済・保険に加入されますか。加入される場合の共済・保険内容についてご教示ください。	公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入予定です。保険内容については、別添資料のとおりです。

事業契約書(案) 契約書、契約約款に係る質問一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
28		○	23	6	4	55	1			維持管理及び運営業務に係る保険	市が共済・保険に加入される場合、事業者の過失等(故意は除く)により市所有の本施設の建物・設備に損害を与えたとき、市が加入する共済・保険による共済金等を損害に充当し、当該共済金等で不足する損害につき事業者に損害賠償を請求するという対応は可能でしょうか。	不可とします。
29		○	23	6	5	56	1			維持管理及び運営業務の契約保証	本条本項に定める保証から複数の保証を組み合わせる方法、例えば、契約保証金の納付と履行保証保険契約の締結を組み合わせる方法などにより、本条第2項の金額を満足させる保証方法は可能でしょうか。	可能です。
30		○	23	6	5	56	1			維持管理及び運営業務の契約保証	「契約保証として、維持管理期間及び運営期間の開始日までに」とありますが、維持管理期間は「施設の引渡日」から、運営期間は「運用開始日(平成28年4月1日)から」となっております。維持管理・運営期間に係る契約保証金はいつまでに納付すればよいかご教授ください。	各業務の開始日までにご納付ください。
31		○	23	6	5	56	1	(3)		維持管理及び運営業務の契約保証	(3)項の金融機関の保証について、SPC自体は新規設立会社であるため、信用性等に難点があることから、SPCとしては保証を受けにくいことが想定されます。つきましては維持管理、運営業務等受託予定企業がそれぞれ、金融機関の保証を受けることで代用することは可能でしょうか。	可能です。
32		○	23	6	5	56	1	(5)		維持管理及び運営業務の契約保証	維持管理・運営期間中の履行保証保険について、維持管理及び運営業務の受託者を保険契約者とする場合、保険金請求権上に本事業に関する市の事業者に対する違約金支払請求権を被担保権として、市を第一順位とする質権の設定は必要でしょうか。念のため、質問します。	事業契約書第34条第1項第5号に準じて、「市以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に、本事業に関連する市の事業者に対する違約金支払請求権を被担保権として、市を第一順位とする質権を設定してください。なお、係る質権設定の費用は、事業者負担とします。
33		○	23	6	5	56	1	(5)		維持管理及び運営業務の契約保証	維持管理・運営期間中の履行保証保険については、維持管理・運営開始日から事業期間終了まで1年毎の契約更新により、保険を付保することによろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
34		○	23	6	5	56	2			維持管理及び運営業務の契約保証	維持管理及び運営業務の受託者をして履行保証保険契約を締結する場合、各受託者が契約する保険の保険金額の合計額が維持管理及び運営業務のサービス対価の年間の金額の10分の1以上となればよろしいですか。	お見込みのとおりです。
35		○	23	6	5	56	2			維持管理及び運営業務の契約保証	「維持管理及び運営業務のサービス対価」とは、別紙4-表2サービスの対価の構成における②「維持管理及び運営業務のサービスの対価」であり、事業者の運営費や保険料等の「その他の費用」も含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。



事業契約書(案) 契約書、契約約款に係る質問一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
36		○	24	6	5	56	4			維持管理及び運営業務の契約保証	消費税率の改正に伴い保証額が変更となる場合の経費(保証金額の増加を含む)については貴市の負担となることをご確認ください。	お見込みのとおりですが、現状想定される経費については提案価格に見込んでご提案ください。
37		○	26	8		61				経営状況に係る報告	会計監査人のSPCの商業登記簿謄本上への登記は必要ですか？	事業者の提案によるものとします。
38		○	28	9		65	2	(3)		市による本契約の終了	『連続して30日以上又は1年間において100日以上』の日数計算において、休日を算入するか否かにつきご教示下さい。	算入します。
39		○	28	9		65	3	(1)		市による本契約の終了	『7日以上継続したとき』の日数計算において、休日を算入するか否かにつきご教示下さい。	5営業日とし、事業契約約款(案)を修正します。
40		○	28	9		65	4	(1)	ア	本市による本契約の終了	新学校給食センター並びに関小学校及び栄小学校の配膳室等の引渡し前に事業者の責めに帰すべき事由により本事業が終了した場合の違約金は、第34条の契約保証によって、対応できる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41		○	28			65	4			本市による本契約の終了	新学校給食センター引渡後に関小学校及び栄小学校の配膳室の引渡し前の期間における処理はどのようにお考えでしょうか。	事業契約約款(案)第65条第4項第2号に準じますが、関小学校及び栄小学校の配膳室等については、第65条第4項第1号に準じます。
42		○	29	9		65	4	(2)	ア	本市による契約の終了	新学校給食センター並びに関小学校及び栄小学校の配膳室等の引渡し後に事業者の責めに帰すべき事由により本事業が終了した場合、第56条の契約保証を、違約金の一部に充当できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43		○	29	9		65	4	(2)		本市による契約の終了	事業者が市に支払う違約金として年間の維持管理及び運営業務のサービス対価の12分の3相当の金額が規定されていますが、第56条の契約保証金は年間の維持管理及び運営業務のサービス対価の10分の1以上となり整合がとれていません。本号の規定を10分の1とするようお願いします。	契約保証金については、事業者の負担を軽減するため、年間の維持管理及び運営業務のサービス対価の10分の1以上としています。
44	○		29	9		66	2	(1)	イ	事業者による本契約の終了(引渡し前)	ブレークファンディングコストは(1)イに規定される、貴市が負担する費用に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
45	○		30	9		66	2	(2)	イ	事業者による本契約の終了(引渡し後)	ブレークファンディングコストは(2)イに規定される、貴市が負担する費用に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	No.44を御参照ください。
46		○	30			66		(2)	イ	事業契約解除時の処理	「契約解除により事業者に生じる手数料…」には合理的な金融費用(ブレークファンディングコスト等)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.44を御参照ください。

事業契約書(案) 契約書、契約約款に係る質問一覧

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
47		○	31			66		(2)		事業者による本契約の終了	新学校給食センター引渡後で関小学校及び栄小学校の配膳室の引渡し前の期間における処理はどのようにお考えでしょうか。	事業契約約款(案)第66条第2項第2号に準じますが、関小学校及び栄小学校の配膳室等については、第66条第2項第1号に準じます。
48		○	31			68	2			法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	新学校給食センター引渡後で関小学校及び栄小学校の配膳室の引渡し前の期間における処理はどのようにお考えでしょうか。	事業契約約款(案)第68条第2項第2号に準じますが、関小学校及び栄小学校の配膳室等については、第68条第2項第1号に準じます。
49	○		35	12		73	2			不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	当該状況が発生した日から14日以内と記載されていますが、協議期間を1ヶ月程度に延長していただくことは可能でしょうか。ご教示願います。	協議開始日から14日以内とし、本文を修正します。
50		○	35			73	2			不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	「当該状況が発生した日から14日以内」とありますが、これは市と事業者との協議開始日から14日以内ということでしょうか。それとも事業者が市へ通知した日から14日以内ということでしょうか。前項で「市は直ちに調査を行い」とありますが、大震災等が発生した場合、市が14日以内に調査ができない事態も考えられ、14日以内に対応策等について合意できず、事業者が市の対応策等に従うということは不合理であると考えます。	No.49を御参照ください。
51		○	35	12		73	3	(1)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	「当該追加費用のうち、・・・保険・・・により填補されなかった費用」とありますが、この場合の保険は事業者及び市の双方が付保する保険(含・共済)と理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
52		○	35	12		73	3	(1)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	「当該追加費用のうち、・・・政府による支援等・・・により填補されなかった費用」とありますが、この場合の政府の支援等とはどのような支援等を想定されているのでしょうか。民間事業者が負担するリスクを分析するうえで必要となる情報ですので、ご教示ください。	当該事象に対する特別な交付金等を想定しています。
53		○	35			73	3	(1)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	新学校給食センター引渡後で関小学校及び栄小学校の配膳室の引渡し前の期間においては維持管理及び運営業務のサービスの対価のうち、各事業年度の維持管理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等の総額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用を事業者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約約款(案)第73条第3項第2号に準じますが、関小学校及び栄小学校の配膳室等については、第73条第3項第1号に準じます。

事業契約書(案) 契約書別紙に係る質問一覧

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	1	40		(3)				提案図書	「交渉時に提出された提案図書」とありますが、以下ご教示願います。 ①交渉とは事業者決定後に行われる貴市との交渉との理解でよろしいでしょうか。 ②交渉時に提出された提案図書とは、提案時に提出した提案図書と同一のものとの理解でよろしいでしょうか。	①: お見込みのとおりです。 ②: 提案図書以外に別途資料が提出される場合を想定しています。
2	1	40		(11)				不可抗力	地震について、地震の規模(震度、マグニチュード、加速度等)や周辺地域での被害状況等により不可抗力とは認定されない場合はあるでしょうか。この場合、どの程度の規模や被害状況等が発生した場合を不可抗力と認定することを想定されているでしょうか。	事業契約書p.40に記載のとおり、通常の予見可能な範囲外のもの(事業者が、善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害を含む。)であって、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいいます。
3	2	44						(表1) モニタリング 及びペナル ティの考え方	例えば配送遅延や数量不足の場合は、第1回目の改善完了予定日(ペナルティ起算日)から1か月以内に1回でも再発し、更に第2回目改善予定日まで再発の場合、即契約解除という理解でよろしいでしょうか？	第1回目の改善完了予定日以降においても再発等改善が見られない場合は第2回の改善勧告を行います。また、第2回目の改善完了予定日後においても再発等改善が見られない場合は契約解除となります。
4	3	45						(表1) 請負業者賠 償責任保険	保険契約者が請負人となっていますが、事業者が契約者となることは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
5	3	45						(表1) 建設工事保 険	保険契約者が請負人となっていますが、事業者が契約者となることは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
6	3	45						(表1) 建設工事保 険	主な担保リスク欄に「戦争・テロ・放射能リスクは除く」との記載がありますが、ご承知のように、これ以外にも保険には絶対的免責事由や相対的免責事由があります。このような免責事由は保険の商品性のうえでやむを得ないものですので、記載事項以外の免責事項があっても構わないとの理解でよろしいですか。念のため確認します。	お見込みのとおりです。
7	3	45						(表1) 建設工事保 険の地震保 険	ご承知のように東日本大震災以降は、新規の地震保険に対する損保の引き受けが慎重になっています。また、保険料も上昇しており、地震保険を付保した場合はコスト上昇の一因にもなりかねません。建設工事保険に地震等とありますが、地震保険の付保は必須でしょうか、あるいは、提案者の任意でしょうか。 必須とした場合、地震リスクの補償水準(支払限度額)は貴市からの指定はございますか。	原案のとおり、必須です。なお、補償水準は事業者の提案によるものとします。

事業契約書(案) 契約書別紙に係る質問一覧

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
8	3	45						(表1) 建設工事保 険の地震保 険	事業者が加入すべき建設工事保険として、「地震保険」も含まれることが読み取れます。当該保険はカバー出来る施設規模・範囲に応じて金額に多寡が生じ、その性質から提案・競争に委ねるべきものではないと認識しております。従いまして、事業者が加入すべき地震保険は、不可抗力が生じた際に事業者側で負担する額と同程度の保険と理解してよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
9	3	45						(表1) 維持管理及 び運營業務 業者賠償責 任保険	保険契約者が維持管理及び運營業務の受託者となっていますが、事業者が保険契約者となることは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
10	4	46	1		①			設計及び建 設工事等業 務のサービ ス対価	基準金利は、TSR10年物を採用する旨の記載となっておりますが、本事業は約15年の事業であり、基準金利の見直しを前提とした記載と理解致します。そうであれば、基準金利の見直し年月日をお示し願います。また、その場合の基準金利はTSR10年物との理解でよろしいでしょうか。	事業期間を通じて、基準金利の見直しは行いません。 別紙5に記載のとおり、設計及び建設工事等のサービス対価の改定対象は、物価変動のみとします。
11	4	46	1		①			設計及び建 設工事等業 務のサービ ス対価	基準金利決定日は、施設引渡し予定日の2営業日前とのことですが、引渡しを伴う施設には、新学校給食センターと関小学校及び栄小学校の2施設があります。それぞれの施設引渡し予定日の2営業日前との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	4	46	1		①			設計及び建 設工事等業 務のサービ ス対価	基準金利決定日は、施設引渡し予定日の2営業日前とのことですが、引渡しを伴わない既存学校給食センター解体・撤去業務の基準金利決定日はいつになるのでしょうか	既存学校給食センター解体・撤去業務の基準金利決定日については、「引渡し予定日」を「業務完了予定日」に読み替えるものとします。
13	4	46	1		①			設計及び建 設工事等業 務のサービ ス対価	吉川市学校給食センター整備運營業務仮契約書(案)には、引渡し予定日が平成28年1月29日とありますが、実際に基準金利決定日として定義される「施設引渡し予定日」とは、平成28年1月29日をさすのでしょうか。そうであると、実施時期の異なる3本の資金調達に係る金利リスクを長期にわたり民間に負担させることになり極めて不合理と考えます。基準金利は、「新学校給食センターの設計及び建設工事等業務」、「既存学校給食センターの解体・撤去業務」、「関小学校及び栄小学校の配膳室等の設計及び建設工事等業務」の3種類となる旨御明示頂きたいと思えます。	前段:お見込みのとおりです。 後段:事業契約書(案)別紙4を修正します。

事業契約書(案) 契約書別紙に係る質問一覧

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
14	4	46	1		①			設計及び建設工事等業務のサービスの対価	基準金利は、「引き渡し予定日の2営業日前」とありますが、新学校給食センターの引渡し予定日でしょうか。関小学校及び栄小学校の配膳室等の引渡し時とのそれぞれで、基準金利は決定するのでしょうか。	新学校給食センターの引渡し時、関小学校及び栄小学校の配膳室等の引渡し時、それぞれにおいて基準金利を設定します。
15	4	47	1		②			維持管理及び運営業務のサービスの対価	維持管理及び運営業務のサービス対価は、「原則として、毎支払いに同額が支払われる」とありますが、平成28年4月に支払われるサービス対価は、対象となる期間が異なるため、同額としなくてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	4	48	表3					サービス対価の金額及び支払スケジュール	表3は、支払スケジュールを1枚のペーパーで示されていますが、3種類の資金用途の異なる事業毎に表3をおこすという理解でよろしいでしょうか	3種類の事業をまとめた金額での提案をお願いいたします。なお、各事業の内訳を別紙で提出していただくこととします。
17	4	48						設計及び建設工事等業務のサービスの対価の金額及び支払スケジュール	割賦及び一時金の金額について明確にするため、表3は、新学校給食センターの整備費、既存学校給食調理場の解体・撤去工事費、関小学校及び栄小学校配膳室等増築工事費毎に分けるべきではないでしょうか。	No.16を御参照ください。
18	4	52						支払時期	運営業務費の第1回目の支払時期が平成28年4月とされてございますが、運営業務は平成28年4月に開始することから、第1回目の支払時期は平成28年7月という理解でよろしいでしょうか。	運営に係る開業準備期間の費用について、運営業務費で計上される場合には、平成28年4月に支払うことを想定していますが、実際の支払い時期は、事業者の提案によるものとします。
19	4	55	3		②			支払方法	既存学校給食センターの解体・撤去作業は一時支払金の対象事業でしょうか。	一時支払金の対象ではありません。平成28年10月から年4回の割賦方式(4月、7月、10月、1月)で支払う予定です。事業契約書(案)別紙4を修正いたします。
20	4	55	3		②			支払方法	既存学校給食センターの解体・撤去業務のサービスの対価について、一時支払金はいつ支払われるのでしょうか。	No.19を御参照ください。

事業契約書(案) 契約書別紙に係る質問一覧

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
21	4	55	3		②			支払方法	「この一時支払金の金額変更があった場合」とありますが、既存学校給食センターの解体・撤去業務のサービス対価の支払いとして、一時支払金の支払いはございますか。支払いがある場合、いつ支払われるのでしょうか。	No.19を御参照ください。
22	4	55	3		②			支払方法	なお書きに『一時支払金の金額変更があった場合』との記載がございますが、一時支払金はないという理解でよろしいでしょうか。	No.19を御参照ください。
23	4	55	3					支払方法	新学校給食センター等に係る一時支払金の金額変更があった場合に発生するコスト(融資金額の変更に伴い金融機関支払う手数料等)は、市の負担とするとありますが、基準金利決定に伴い、該当融資金額を市場から調達(TSR10年物)後に、一時支払金の金額が変更になった場合のブレイクファンディングコストも金融機関に支払う手数料に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	4	55	3					支払方法	一時金支払額は事業者の資金調達に大きく影響します。一時支払金額の確定の時期をお示し下さい。	交付金の交付額が決定後に確定します。現時点においては、新学校給食センターは平成27年8月、関及び栄小学校配膳室は平成28年8月を想定しています。
25	4	55	3					支払方法	一時金支払額は事業者入札実施後に提案内容によって決定するのでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	5	56	1					設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	設計及び建設工事等業務のサービスの対価に係る割賦手数料の金利の見直し(改定)はないのでしょうか。	No.10を御参照ください。

事業契約書(案) 契約書別紙に係る質問一覧

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
27	5	56	1					設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定について以下、ご教示願います。 ①新学校給食センターの着工時期が平成27年3月とありますが、実際の着工時期は事業者の提案によると理解してよろしいでしょうか。 ②物価変動率の計算式が記載されていますが、本式は新学校給食センターに適用されるものであり、着工時期が異なる、解体撤去工事、配膳室増築はそれぞれ着工時期に応じた計算式となる、との理解でよろしいでしょうか。 ③計算に用いる建築費指数につき適用する指数種類をご教示願います。	①お見込みのとおりです。ただし、平成26年度中に着工することとします。 ②お見込みのとおりです。 ③P56に記載のとおり、「建築費指数—工場:建設物価指数月報(財団法人建設物価調査会)」です。
28	5	56	3					維持管理及び運営業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	維持管理及び運営業務のサービスの対価の改定に用いるサービス価格指数は「消費税を除く企業向けサービス価格指数」を用いるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	5	56	3					維持管理及び運営業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	毎年8月の「企業向けサービス価格指数…」とありますが、「毎年8月」とは掲載月が8月なのか公表対象月が8月なのかをご教示ください。また、公表対象月とした場合、速報値なのか確定値なのかをご教示ください。	前段:毎年8月時点で公表されている最新の指数です。 後段:確定値です。
30	5	56	3					維持管理及び運営業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	「毎年8月の企業向けサービス価格指数…を用い」とありますが、8月時点で公表されている指標を用いて改定するとの理解でよろしいでしょうか。	No.29を御参照ください。

要求水準書に係る質問一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
1	○		3	1	2			⑧		災害時の稼働	災害時に応急対応として提供する炊き出しの想定献立・想定食数をご教示ください。	炊き出しの献立・食数は想定しておりません。
2	○		8	1	6	1	(1)	⑤	i)	その他	水路上部への建物の設置は不可と言うのは、水路部分に建物が直接乗ることを意味しているのであり、空中を渡り廊下等で接続することは可と考えてよろしいでしょうか。	現時点においては可能と想定しています。ただし、関係機関・部署との協議等が必要です。
3	○		8	1	6	1	(1)	⑤	i)	その他	水路上部への建物の設置は不可と言うのは、配送車が日常的に水路をまたぐ為に鉄板等で道を敷設し水路を覆うことは許されるのでしょうか？	お見込みのとおりです。
4	○		8	1	6	1	(1)	⑤	i)	その他	貴市で実施する造成工事後の地盤レベル、および暗渠化後の用水路レベルをご教示ください。	造成計画図を閲覧資料とします。
5	○		9	1	6	2		①		学校給食センター稼働日	学校給食センター稼働日(平成25年度計画)の表のうち、中学校の3学期末日は誤植でしょうか。	3月24日(月)とし、要求水準書を修正いたします。
6	○		10	1	6	5				献立作成・食材調達	2献立対応が前提ということですが、2献立ともに揚物がでる場合や2献立ともに焼物・蒸し物がでる場合がありますでしょうか。	現段階では、想定しておりません。なお、現状想定している2献立対応調理の献立(案)を別添資料として提示します。
7	○		14	2	1	2	(2)			発電能力	「太陽光発電システム(発電能力20Kw以上)を導入するとともに、」とありますが、予定価格は何Kwの発電能力を有した太陽光発電システムが導入された場合で積算されているのかご教授ください。	20kWを想定しています。
8	○		20	2	1	5		②	i)	下水道	「公共下水管まで、管渠の布設を行うこと」とありますが、公共下水管延伸につきましても、設計企業が設計及び工事監理を行い、建設企業が施工するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	事業者の提案によるものとします。なお、延伸工事の基準等詳細については、河川下水道課との協議が必要です。
9	○		20	2	1	5		②	i)	下水道	下水道接続を検討するにあたり、公共下水道台帳(接続予定位置を含む、位置、ルート、管径、深さ等記載のもの)を閲覧することは可能でしょうか。	添付資料6に示しております。なお、下水道台帳は河川下水道課で閲覧が可能です。
10	○		20	2	1	5		②	i)	下水道	下水道接続を検討するにあたり、既設水路構造図(基礎構造判別可能なもの)を閲覧することは可能でしょうか。	準備が整い次第、閲覧資料とします。閲覧希望者は、担当窓口にお問い合わせください。
11	○		20	2	1	5		②	i)	下水道	下水道接続を検討するにあたり、既設橋梁構造図(基礎構造判別可能なもの)を閲覧することは可能でしょうか。	No.10を御参照ください。



要求水準書に係る質問一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
12	○		22	1	2	1	(2)		i)	コンテナ室	「コンテナ消毒装置」を設けることとありますが、コンテナは機器にて適切に消毒し、保管するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。
13	○		22	2	2	1	(2)		i)	コンテナ室	「コンテナ消毒装置を設けること。」とございますが、天吊り式消毒装置ではなく、いわゆる消毒室方式のみを想定されているということでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
14	○		22	2	2	1	(2)		ii)		器具洗浄室は室ではなく壁で区画されたコーナーとして設置してもよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
15	○		22	2	2	1	(2)		iii)	発送室	発送室とコンテナ室はシャッター等により区画する必要がありますか。	区画するものとします。
16	○		22	2	2	1				新学校給食センター	”2献立対応を前提として、7500食/日の給食を無理なく調理できる学校給食センターを調理できること”とありますが、2献立それぞれの提供食数を、ご指示ください。	平成25年8月の要求水準書(案)への質問及び意見の回答No.13のとおり、小学校5,080食/日と中学校2,420食/日を想定しています。
17	○		22	2	2	1				新学校給食センター	”2献立対応を前提として、7500食/日の給食を無理なく調理できる学校給食センターを調理できること”とありますが、焼き物調理、蒸し物調理の最大提供食数をご指示ください。	No.6及びNo.16を御参照ください。
18	○		22	2	2	1				新学校給食センター	”2献立対応を前提として、7500食/日の給食を無理なく調理できる学校給食センターを調理できること”とありますが、2献立同時に揚げ物を提供する(2種類の揚げ物を調理する)場合はございますか。	No.6を御参照ください。
19	○		22	2	2	1					「2献立対応」とありますが2献立の構成として献立A焼物、献立B焼物または献立A煮物、献立B煮物といったメニュー構成はございますでしょうか。また一人当たりの喫食量をご教授ください。	前段:No.6を御参照ください。 後段:添付資料24「出来上がり分量目安」に示します。
20	○		23	1	2	1	(4)		iii)	器具洗浄室	器具洗浄室は、検収室用・下処理室用として設置し、とありますが、器具洗浄室を検収室と下処理室にそれぞれ設置することを必須条件として求められているのでしょうか？	器具洗浄室について、検収室用と下処理室用は兼用で可としています。
21	○		23	2	2	1	(4)		iii)	器具洗浄室	検収室用・下処理室用として設置とあるのは、両室兼用の器具洗浄室を設置と理解してよろしいでしょうか。衛生レベルが同じ両室においてそれぞれに設置する必要はないと思いますが、もし、それぞれに設置するという意味であるならば、その意図及びそれぞれで洗浄する物の想定をご教授ください。	No.20を御参照ください。

要求水準書に係る質問一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
22	○		23	2	2	1	(4)		ix)	回収室	回収室と洗浄室はシャッター等により区画する必要はありますか。	事業者の提案によるものとします。
23	○		27	2	2	1	(12)		i)	駐車場	従業員の駐車スペースは敷地内に確保することは不可でしょうか。	可とします。駐車場使用料については、類似地における本市の借地料に相当する額を想定しています。
24	○		28	1	2	2	(2)			配膳室	配膳室は、「コンテナ及び給食運搬用ワゴンにおいて十分作業ができるようにすること」とありますので、配膳室にて、(配膳員さんが)コンテナからクラスごとのワゴンに積み替えるという理解でよろしいでしょうか。	将来的な対応として、そのように想定しています。
25	○		28	2	2	2	(2)		ii)	配膳室	見学した、栄小学校、関小学校にはコンテナがあり、各クラスへの運搬用ワゴンが見当たりませんが、各クラスへの運搬はコンテナで行っているのでしょうか。もし、そうしている場合、学校へ直接配送される主食や牛乳はどのように運搬しているのでしょうか。新センターの運用の際は、給食運搬用ワゴンで各クラスへ運搬すると理解してよろしいでしょうか。	前段：現段階では、お見込みのとおりです。 中段：学校により異なりますが、児童・生徒が配膳室まで取りに来ています。 後段：現段階では運用方法を変更する予定はありませんが、将来的にはNo.24のような運用を想定しています。
26	○		28	2	2	2				関小学校及び栄小学校の配膳室	配送校の配膳室の増築整備にあたり、配膳室以外の部分での建築基準法上の既存不適格の有無についてご教授ください。また、既存不適格がある場合その部位について具体的にご提示願います。	ありますが、本事業とは関係ないものとして検討してください。
27	○		28	2	2	2				関小学校及び栄小学校の配膳室	上記、配膳室以外の部分での建築基準法上の既存不適格があった場合、本事業では改修を行わないとしてよろしいでしょうか。	本事業の範囲外とします。
28	○		28	2	2	2				関小学校及び栄小学校の配膳室	配膳室の増築を行う配送校の計画通知図書の閲覧及びコピーをさせていただけないでしょうか。コピーが不可であれば正確な計画ができません。	閲覧資料とします。ただし、コピーは不可とします。
29	○		29	2	2	2	(2)		v)	配膳室	「牛乳保冷库と直送品のデザート等～」とありますが、仮設プラットホームも含め、貴市が別途配送する牛乳やデザートを配送するための出入り口を別途設置する必要はない、との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
30	○		29	2	2	2	(3)		iv)	外構	関小学校、栄小学校の配膳室増築にあたり、雨水排水は「雨水流出抑制施設の手引き」に従うこと。とありますが、計算の対象となる敷地面積の考えかたをご教示ください。	敷地面積は、「吉川市まちづくり整備基準条例」に基づく事前協議等における敷地設定と同じとなります。基本的には、全敷地が申請面積となるため、全敷地が計算の対象となります。なお、敷地面積が1haを超える場合の協議は「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」により県河川砂防課と行うこととなります。また、敷地を分割する必要がある場合は、市建築課と調整が必要です。

要求水準書に係る質問一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
31	○		36	3	3	4	(2)		iii)	既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の解体・撤去業務	アスベスト処理を適切に行うこととありますが、アスベスト調査報告書をご提示ください。	当該施設においては目視及び設計図書から調査したため報告書はありませんが、同時期に建設された学校の外壁吹付について調査したところ混入はありませんでした。 なお、既存学校給食調理場の外壁部分や内外装用ボードなどの通常混入が想定される部分以外からアスベストが発見された場合の追加処理費用については、本市の負担とします。
32	○		36	3	2	4	(2)		iii)	既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の解体・撤去業務	アスベスト調査は貴市による目視調査の結果が提示されており、平成25年8月公表の要求水準書(案)への質問回答No.39にて、今後貴市にてアスベスト調査を行う予定はないとのことですが、アスベストの有無により処理コストが変動するため、提案金額算定に際し、提案書提出前に詳細調査が必要です。当該調査は事業者では対応できないため、貴市にて調査のうえ条件をご提示いただけますよう、よろしく願いいたします。	第一学校給食センターの浄化槽機械室のロックウール吹き付けについては撤去済みです。既存学校給食調理場の外壁部分リシン吹き付けについては、アスベスト混入の疑いが低いという結果が出ていますが、当該外壁部分全面において調査のうえ、適切に処理してください。 要求水準書を修正します。
33	○		36	3	3	4	(3)		ii)	関小学校及び栄小学校の配膳室増築業務	仮設プラットホームの設置とありますが、仮設と常設の違いはどのようなところで判断しているのかご教授ください。	関小学校及び栄小学校の配膳室の増築工事において、平成28年度の夏季休業期間中に完了しない場合に、仮設プラットホームを整備することを想定しています。また、配膳室の増築工事が完了次第、常設プラットフォームへ運用を移行することを想定しています。
34	○		41	3	3	4	(5)		ii)	什器・備品等	「資料10 什器・備品等リスト」の品目は事業者が不要と判断した物があつたとしても、すべて調達しなければならないのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
35	○		41	3	3	4	(4) 3)	②	ii)	物の動線	コンベア、カウンター、ハッチのいずれかで受け渡しされるレイアウトという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	○		42	3	3	4	(6)		v)	食器・食缶等の調達業務	「献立内容に応じて、必要な配膳器具類を必要数調達すること。」とありますが、献立内容から配膳器具の種類は想定可能ですが、必要数はクラスでの配膳人数等により変動します。各二本必要なのか、各一本で十分なのか等で調達数の想定が難しいので、調達種類及び調達数は資料11什器・備品等リスト(指定)のNo.24からNo.29の通りとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	○		45	4	1	3				維持管理業務の仕様	維持管理業務の内容、実施頻度等の仕様は維持管理費とセットで提案致しますので、落札後、市から仕様について承諾を得られない場合は、維持管理費の増減含めて、協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	○		46	4	1	5				業務報告書	業務報告書等一連の書類は、PDF等のデータによる保管・管理でもよろしいでしょうか。紙面での保管・管理が必要な場合、何年分を紙面で保管・管理する必要があるか基準はあるのでしょうか。	前段：データによる保管・管理でも構いません。 後段：事業者の保管に関する基準はありませんが、事業期間中保管することが望ましいと考えます。

要求水準書に係る質問一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
39	○		50	4	5					食器類・食缶等の更新業務	「食器類、食缶等について、運用開始当初年度から事業終了年度までの間、2回更新を行うこと。」とありますが、樹脂製の食器はともかくとして、耐久性に優れるステンレス製の食缶も、維持管理期間中に2回更新が必須条件でしょうか？	必須条件となります。ただし、更新時期は協議によるものとします。
40	○		52	4	7	2				清掃業務	「新学校給食センター内外」とありますが、内外の定義について、ご説明をお願い致します。	建物の内部(屋内)と外部(建物周辺部)を想定しています。
41	○		52	4	7	2		②	i)	定期清掃業務	月1回程度の定期清掃が示されていますが、給食エリアの定期清掃の後には、全面的に消毒作業を伴うものとの理解でよろしいでしょうか。	「調理場における洗浄・消毒マニュアル」等の基準を遵守する範囲であれば、事業者の提案によるものとします。
42	○		52	4	7	2		②	i)	定期清掃業務	「床洗浄、床面ワックス塗布を定期的(毎月1回程度)行う」との記載がありますが、毎月、全面的な洗浄と塗布が必要との趣旨でしょうか。あるいは、床面の汚れ度合、箇所に応じて毎月1回程度行うとの趣旨でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
43	○		52	4	7	2		②	ii)	定期清掃業務	「出入口へのダストマットの設置」は、「雨天時の床濡れ防止を目的とした、建物出入口への設置」を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	○		53	4	7	2		③	iii)	特別清掃業務	暗渠化される予定の用水路と管理用のマンホールの大きさは、作業員が中に入って清掃作業を行うに十分な大きさがあるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	○		56	5	1	6				各種提案	記載されている各種提案資料とは改善提案との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	○		57	5	1	7	(3)		v)	業務従事者	食品衛生責任者は統括責任者や調理責任者との兼任は可能でしょうか。	不可とします。
47	○		59	5	1	7	(8)		ii)	その他	新学校給食センターのパンフレット及びDVDの提出時期はいつ頃を想定されていますでしょうか。	運用開始後、速やかに配送校での給食の様子を撮影・取材を実施し、提出してください。
48	○		61	5	2	6			iii)	和え物調理	食材を運ぶ者と言う食材とは、加熱前の食材のことを言っているのでしょうか、それとも加熱冷却後に和え作業を行う直前の食材のことでしょうか。	加熱前の食材を指します。
49	○		61	5	2	8			iii)	アレルギー対応食	代替食とは、メニュー自体が通常の給食とは異なるという意味でしょうか、それとも、食材が異なるが通常給食と同様の献立と言う意味でしょうか。(例えば前者の例は、オムレツを鶏の唐揚げに変更等。後者の例はパンを米粉パンに変更等)	代替食とは、調理の工程において、アレルギー反応の原因となる食品に代わる食材を補い、完全な献立を提供することを言います。ご質問の内容については、どちらの場合も「代替食」となります。
50	○		62	5	2	10			vii)	配食	「個人毎に供するジャム、チーズ、マーガリン、ふりかけ等」は、いつ納品されますか。供する日より前に納品される場合は、学級ごとの仕分け作業は当日でなくてもよろしいでしょうか。	前段:現段階では前日納品が基本です。 後段:お見込みのとおりです。なお、現在は、数量が確定する前日に行っています。

要求水準書に係る質問一覧

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
51	○		62	5	2	11				検収補助	食材の納入される時間の目安をご教示いただけますでしょうか。	当日納品の場合は午前8時半からで、前日納品の場合は午前11時からです。
52	○		63			2			i)	配送車	現在2センターで業務を行っている配送車の台数と、予備車を含む場合その台数も合わせてご教示下さい。	5台です。なお、予備車はありません。
53	○		65	5	4	1			i)	洗浄	最近の消毒、乾燥、保管は、個別の作業ではなく一連の作業の中で行われることが主流であると認識しています。この項目では、それぞれが別々の作業のように読み取れますが、一連の作業で行うことも可と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	○		65	5	4	2			i)	残滓処理	「要求水準書(案)【修正版】への質問及び意見の回答No.31」にあるように、当日中に廃棄物処理へ回すかとかは、「事業者の提案による」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	○		65	5	4	2			iii)	残滓処理	平成24年度の残食量は81,876kgであり、内数として小学校49,812kg、中学校32,604kgとなっております。しかしながら内数の計は82,416kgと残食量とは異なっておりますが、その理由についてご説明をお願い致します。	中学校分は32,064kgの記載誤りです。要求水準書を修正します。
56	○										望ましいという表現がありますが、望ましいとは必須ではないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57		1					(1)			用語の定義 (不可抗力)	「不可抗力」に液状化も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
58		資料8								想定献立	想定献立のご飯は委託米と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59		資料8								想定献立	ハンバーグ、ゼリー等手作りメニューの有無につきましてご教示下さい。	ハンバーグ、ゼリーについては、手作りを想定していません。
60		13								配送校の プラットフォームの現状	各配送校の配膳室の位置がわかる配送校の図面をご提示頂けますでしょうか。	閲覧資料とします。
61		11								什器・備品リ スト(指定)	コンテナ積載を検討するため、使用する食器の組み合わせについて、1人分の食器点数が最少になる組み合わせと、最多になる組み合わせをご提示ください。	平成25年8月の要求水準書(案)への質問及び意見の回答No.71を御参照ください。
62		11								什器・備品リ スト(指定)	コンテナ積載を検討するため、使用する食缶、ポット、バット組み合わせについて、点数が最多になる組み合わせをご提示ください。	平成25年8月の要求水準書(案)への質問及び意見の回答No.50を御参照ください。

落札者決定基準に係る質問一覧

No	本編	別紙 番号	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		2		Ⅲ	(1)		建設業務全般に係る事項	公共下水道延伸工事の工法等について工夫されているかとありますが、工法等の工夫の工法とはどのようなものを示すのでしょうか。	開削工法、推進工法等の組み合わせを想定しています。
2		2		Ⅵ	(1)		Ⅵ入札者独自の提案に関する事項	「設計、建設・工事監理、維持管理、運営業務以外」の業務とは、本事業の範囲外と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載された業務内容以外、という主旨でご理解願います。なお、ご提案いただいた内容は、基本的には本業務の範囲となります。
3		2			(1)		Ⅵ入札者独自の提案に関する事項	「設計、建設・工事監理、維持管理、運営業務以外の事業者独自のノウハウやアイデア」とは、運営業務以外のノウハウやアイデアを求めているのか、設計、建設・工事監理、維持管理、運営の全ての業務以外のノウハウやアイデアを求めているのか、ご教示ください。	NO.2を御参照ください。

様式集(入札参加資格審査)に係る質問一覧

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○		1	参加表明書	「入札参加資格審査に関する提出書類は、以下の書類をA4判縦長左綴じとし」とありますが、参加表明書(様式1-1)は1/6~10の参加表明時に提出する書類でもあります。入札参加資格審査時に再度ファイル綴じのうえ、提出するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	参加表明書(様式1-1)は、入札参加表明の受付期間時における提出のみで結構です。 (入札説明書P20、第9「(1)入札参加者資格審査書類」を御参照ください)
2		1-7	2	実績	HACCPに対する相当の知識を有することを証する書類は給食調理業務を行う者が添付すればよろしいでしょうか。	運営業務を行う者の参加資格等要件としては、お見込みのとおりです。なお、様式1-3では設計業務を行う者が添付してください。
3		1-7	3	実績	調理業務実績を有することを証する書類の提示に関しては、契約年数及び調理食数が提示できればよろしいでしょうか。(他の情報(契約金額等)は黒塗り等の処理を行ってもよいとの理解でよろしいでしょうか。)	お見込みのとおりですが、契約先の名称等は記載願います。
4		1-7	4	調理責任者	提案時点で調理責任者の確定はできかねますので、落札後の運営業務実施体制届出時でよろしいでしょうか。	提案書提出時における配置候補者又は予定者についての該当書類を提出して下さい。提案時の者が配置されない場合には、その理由や要件などを確認した上で、変更を認めます。
5		1-7			給食配送・食器等の回収業務を担当する企業は、本様式に会社概要、定款、決算報告書、登記簿謄本を添付して提出すればよろしいでしょうか。	入札参加グループの一員として参加する場合は必要です。

様式集(入札書類審査)に係る質問一覧

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		1			入札書類審査に関する提出書類の構成	関小学校及び栄小学校の配膳室の計画図面においても、イメージスケッチは外観及び内観が必要でしょうか。	原案のとおりとします。
2	○		1	(2)		提出部数等	入札書類審査に関する提出書類のうち様式A-1、A-2、A-5の「副」は、「正」のコピーという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○		1	(2)		提出部数等	提案書の副本において、代表企業、構成企業、協力企業以外の企業名は記載してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	副本分について企業名の記載は不可とします。
4	○		1	(2)		提出部数等	「各項目にインデックスを付ける」とありますが、〈入札書類審査書類の構成〉の「分類」ごとにインデックスを付けてもよろしいでしょうか。	「項目」とします。
5	○		1	(2)		提出部数等	「図面毎にインデックスを付ける」とありますが、〈入札書類審査書類の構成 3/3〉における「項目」によるインデックスの作成でよろしいでしょうか。	NO.4を御参照ください。
6	○		1	(2)		提出部数等	「提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること」とありますが、保存するデータ形式をご教示下さい。	WordとExcelは作成した元データの形式ファイルのままとし、それ以外はPDFで提出してください。
7	○		2			入札書類審査に関する提出書類における記載内容の留意点	入札参加グループ名とは、「代表企業名＋グループ」と記載するのではなく、正・副ともに「受付番号」を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8		A-3				代理人	代理人による入札の場合、委任状は必要でしょうか。必要である場合、書式を提示いただきますようお願いいたします。	入札参加資格審査提出書類 様式1-10をご利用下さい。
9		A-4				入札価格計算書	枚数はA4用紙3枚ということですが、別表も含めて3枚ということでしょうか。別表は8ページありますので、4ページをA4用紙1枚に収まるよう縮小印刷するということがよろしいでしょうか。	計算書1枚、別表4種類×各2ページ＝8枚、合計9枚となりますので、〈入札書類審査書類の構成 1/3〉「入札価格計算書」(様式A-4)の枚数制限を、「9枚」に訂正いたします。



様式集(入札書類審査)に係る質問一覧

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
10		H-16				厨房機器等 リスト	指定様式となっていますが、指定様式の内容を網羅していれば項目、 構成等に変更してもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
11		J-1				資金調達計 画	代表企業・構成企業・協力企業の出資者は、副本の場合は、企業名は 記載できないのでしょうか。 また、銀行名は、記載してよいとの理解でよろしいでしょうか。	前段／後段:NO.3を御参照ください。
12		J-1				資金調達計 画	副本に添付する関心表明書は、代表企業名を記載しない(黒塗りする) との理解でよろしいでしょうか。	NO.3を御参照ください。
13		K-1				初期投資費 見積書	パンフレット・DVD作成費用は、運営業務費ではなく、初期投資費用と して、本様式にて計上するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14		K-3			③	その他費用	「入札者独自の提案事業」を本事業に含めて行う場合、当該業務の人 件費・諸経費等は、様式K-3中の「③その他費用(内訳表) その他上 記の業務を実施するうえで必要な関連業務」に記載するとの理解でよ ろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15		M-1 M-2 M-3				付帯事業提 案書類	付帯事業を提案しない場合、「12. 付帯事業提案書類」の様式は提出 しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

基本協定書(案)に係る質問一覧

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		4	11	2		有効期間	第12条に関して、第11条1項にて有効期間は基本協定の有効期間が終了しても、効力が存続するとあります。但し第12条から有効期間は事業契約書の事業期間に限定されるものと思われます。 同様に第11条2項では事業契約が締結不調となっても、その効力は存続するとありますが、この場合、事業契約が定める事業期間そのものが存在しませんので、事業期間が終了したものとみなして、第12条は効力がなくなったとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第12条本文を、「市は事業契約書(案)に示す事業期間に関わらず、～」に修正します。
2	○		4	12	1		談合等の損害賠償	第6条第4項各号のいずれかとありますが、第6条5項との理解でよろしいでしょうか。	第6条第5項とし、基本協定書(案)を修正いたします。
3	○		4	12	1		損害の賠償	「第6条第4項各号のいずれかの事由が発生したとき」は、「第6条第4項」ではなく「第6条第5項」ではないでしょうか？	No.2を御参照ください。
4	○		4	12	1			「本事業の入札手続きに関し、第6条第4項各号の～」とありますが、第6条第5項各号が正との理解でよろしいでしょうか。	No.2を御参照ください。